

焼津市告示第166号

令和8年度焼津駅前拠点エリア活性化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月9日

焼津市長 中野 弘道

令和8年度焼津駅前拠点エリア活性化事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、焼津駅前拠点エリアに飲食店等を誘致し、当該区域の活性化を図るため、店舗新築事業及び空き店舗分離事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 焼津駅前拠点エリア 別図に掲げる焼津市栄町一丁目から四丁目までの範囲内の区域をいう。
- (2) 所有者 新築店舗及び空き店舗に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 入居者 所有者との賃貸借契約により、空き店舗を賃借している者若しくは賃借することが決定している者をいう。
- (4) 店舗新築事業 焼津駅前拠点エリアにおいて、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）が小売店、飲食店等を営み、又は補助対象者以外の者に営ませるための店舗を新築する事業であって、市内に事業所を有する事業者施工を依頼して実施するものをいう。
- (5) 空き店舗分離事業 焼津駅前拠点エリア内に存在する住居と一体となった空き店舗の所有者が、当該物件の住居部分と店舗部分の入口、水回り等の共用部分の分離に必要な改修工事及び分離に伴って行う店舗部分の内外装等の改修工事をする事業であって、市内に事業所を有する事業者施工を依頼して実施するものをいう。

第3 補助対象者

補助対象者は、次の各号の事業の区分に応じ定める要件のいずれにも該当する個人又は団体とする。

- (1) 店舗新築事業（新築する店舗において補助対象者が小売店、飲食店等を行うものに限る。）
 - ア 新築する店舗の所有者となる者であること。
 - イ 令和8年度内に新築する店舗において営業を開始しようとする者であること。
 - ウ 新築する店舗における営業の開始から10年以上営業を継続しようとする者で

あること。

エ 新築する店舗において、小売業、飲食業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を除く。）を次の営業時間により営業する者であること。

（ア） 1日につき6時間（午前9時から午後6時までの間の最低3時間を含む。）以上営業すること。

（イ） 週5日以上営業すること。

オ 営業に当たり法令で定める必要な許認可を得ていること。

カ 第6の規定により交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

(2) 店舗新築事業（補助対象者が新築する店舗において補助対象者以外の者に小売店、飲食店等を営ませるものに限る。）

ア 新築する店舗の所有者となる者であること。

イ 新築する店舗における営業の開始から10年以上補助対象者以外の者による営業を継続しようとする者であること。

ウ 第6の規定により交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

オ 新築する店舗において営業を営む者に対し、次に掲げる条件を誓約させることができる者であること。

（ア） 新築した店舗における営業の開始から2年以上事業を継続すること。

（イ） 新築した店舗において次の営業時間により営業するものであること。

a 1日につき6時間（午前9時から午後6時までの間の最低3時間を含む。）以上営業すること。

b 週5日以上営業すること。

（ウ） 営業に当たり法令で定める必要な許認可を得ていること。

（エ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

(3) 空き店舗分離事業

ア 空き店舗の所有者であること。

イ 令和8年度内に空き店舗分離事業の完了を見込める者であること。

ウ 空き店舗分離事業完了後、1年以内に入居者の決定及び入居者による営業開始を見込める者であること。

- エ 入居者と同一世帯に属する者又は生計を一にする者でないこと（入居者が法人の場合にあつては、当該法人の役員でないこと又は当該法人の役員と同一世帯に属する者若しくは生計を一にする者でないこと）。
- オ 空き店舗分離事業完了後、10年以上当該物件の貸し出し事業を継続しようとする者であること。
- カ 空き店舗分離事業完了後の10年間は、入居者が撤退するなどし、補助対象物件が空き店舗となった場合に、当該物件を市が公開することに同意する者であること。
- キ 第6の規定により交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

第4 対象経費

補助の対象となる経費は、店舗新築事業に要する工事費（新築される店舗が店舗併用住宅である場合は、店舗部分に相当する額に限る。）又は空き店舗分離事業に要する工事費のうち、別表に掲げるもの（消費税額を除く。）であつて、国、県及び市の補助又は助成を受けていないものとする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

第5 補助額及び限度額

第4に掲げる経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、3,000,000円を限度とする。

第6 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第1号様式別紙）
- ウ 収支予算書（第2号様式）
- エ 土地の賃貸借契約書又は売買契約書の写し（店舗新築事業に限る。）
- オ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- カ 定款又はこれに準ずるもの（申請者が団体である場合に限る。）
- キ 土地又は空き店舗の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）
- ク 2者以上の者から取得した工事見積書の写し
- ケ 新築工事図面又は分離工事を実施する箇所の見取り図
- コ 施工前の状況が分かる写真
- サ 誓約書兼同意書（第3号様式）
- シ その他市長が必要と認めるもの

- (2) 提出期限 賃貸借契約若しくは売買契約の締結日から起算して1年を経過した日、工事着工日又は令和9年3月6日のいずれか早い日まで。ただし、提出が遅

れることについて正当な理由がある場合はこの限りでない。

(3) 申請の回数 1 補助対象者当たり申請は1回限りとする。

第7 交付決定通知

市長は、第6に規定する交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い適正であると認めたときは、申請者に通知するものとする。

第8 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 施行場所の変更

(イ) 事業量の20パーセントを超える変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(4) 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

ア 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

イ 法令又はこの要綱に違反したとき。

ウ その他市長が交付を行うことを不適当と認めたとき。

第9 変更承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（第4号様式）

イ 変更事業計画書（第1号様式別紙）

ウ 変更収支予算書（第2号様式）

エ 変更後の見積書

オ 変更後の改修する箇所の見取り図

カ その他市長が必要と認めるもの

第10 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（第5号様式）

イ 事業実績書（第1号様式別紙）

ウ 収支決算書（第2号様式）

- エ 工事請負契約書の写し
- オ 工事費用を支払った領収書の写し
- カ 工事費用明細書（見積書、領収書等に記載されている場合を除く。）
- キ 施工後の状況が分かる写真
- ク その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和9年4月9日のいずれか早い日まで

第11 現地確認

市長は、第10の実績報告の提出を受けた日から7日以内に、現地確認を行うものとする。

第12 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（第6号様式）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知を受領した日から起算して7日を経過した日まで

第13 概算払請求手続

- 提出書類 各1部
 - ア 概算払請求書（第7号様式）
 - イ 資金状況調べ（第8号様式）

第14 財産処分の制限

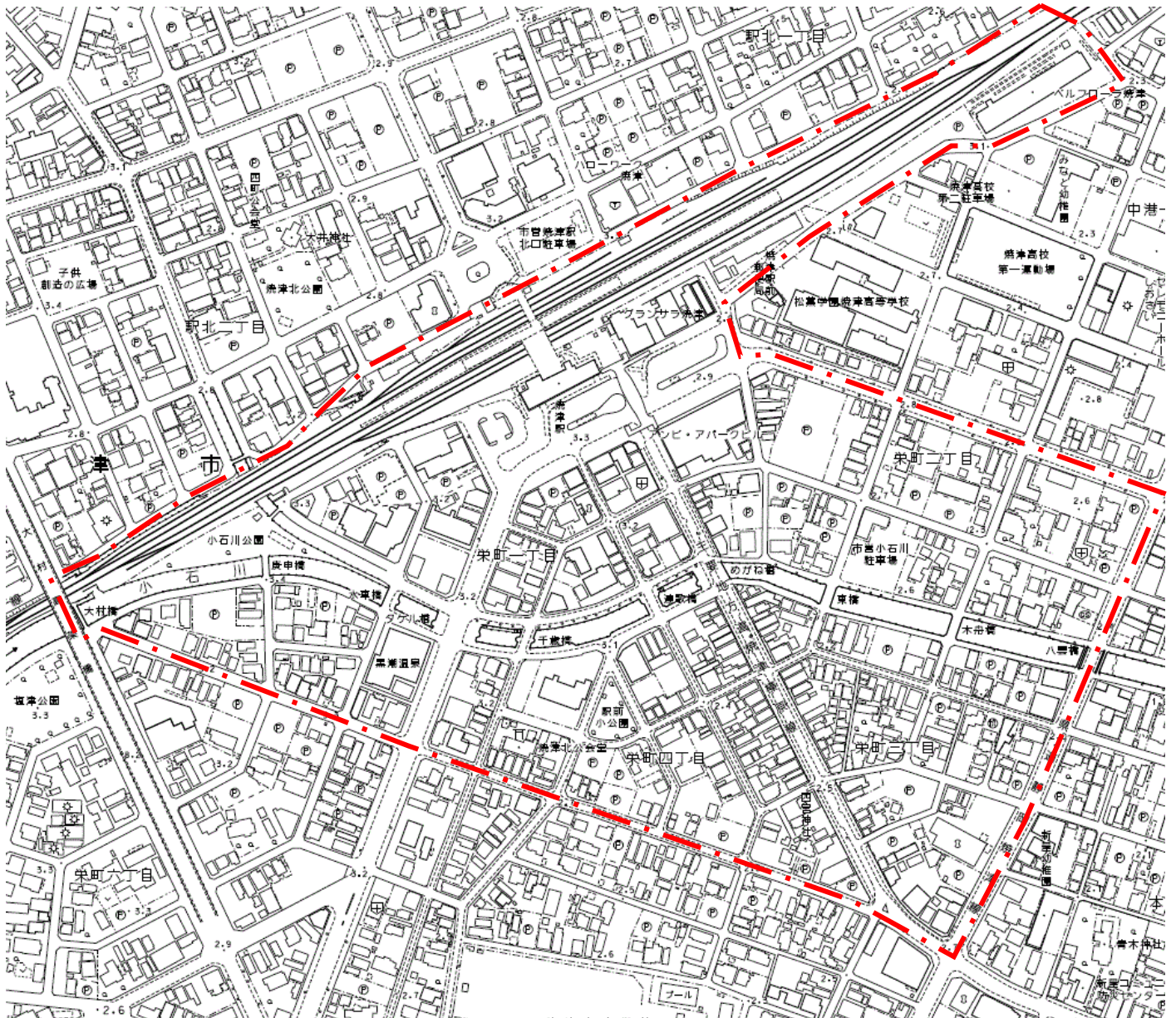
補助金の交付を受けた者は、補助対象事業によって取得した店舗又は効用の増加した店舗における営業の開始から10年を経過するまで、市長の承認を受けずに、この要綱の規定に違反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他の補助金の交付を受けた者の責に帰することができない事由のあるときは、この限りでない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別図

焼津駅前拠点エリアの区域（栄町一丁目～四丁目）



別表（第5関係）

補助対象経費	次に掲げる工事に要する経費 (1) 解体工事 (2) 外壁工事 (3) 看板設置工事 (4) 内装工事 (5) 建具工事 (6) 給排水衛生設備工事 (7) 電気設備工事 (8) 空調・冷暖房設備工事 (9) ガス設備工事 (10) その他運営上支障があり、改修が必要な工事のうち、市長が適当であると認めるもの
--------	--

第1号様式 (第6 関係)

交付申請書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

申請者

住所

氏 名

電話番号

次のとおり実施したいので補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補 助 事 業 の 名 称	令和8年度焼津駅前拠点エリア活性化事業
事 業 の 種 類	店舗新築事業 ・ 空き店舗分離事業
対 象 経 費 の 総 額	金 円
交 付 申 請 額	金 円
事 業 の 計 画	別紙のとおり
事 業 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

氏名欄は、個人にあつては氏名を、団体にあつては団体名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。

(添付書類)

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 土地の賃貸借契約書又は売買契約書の写し（店舗新築事業に限る。）
- (4) 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (5) 定款又はこれに準ずるもの（申請者が団体である場合に限る。）
- (6) 土地又は空き店舗の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）
- (7) 2者以上の者から取得した工事見積書の写し
- (8) 新築工事図面又は分離工事を実施する箇所の見取り図
- (9) 施行前の状況が分かる写真
- (10) 誓約書兼同意書（第3号様式）
- (11) その他市長が必要と認めるもの

第1号様式別紙（第6、第9、第10関係）

事業計画書（変更事業計画書）（事業実績書）

店舗名	
店舗所在地	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業開始日 又は 賃貸物件としての公開日	年 月 日
業種	
具体的な事業・ 経営の内容	
定休日	
営業時間	
備 考	

第2号様式（第6、第9、第10関係）

収支予算書（変更収支予算書）（収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

費 目	当初予算額 (変更前予算額) (現計予算額)	(現計予算額) (決算額)	対象経費	補助金額	摘 要
計					

2 支出の部

（単位：円）

費 目	当 初 予 算 額 (変更前予算額) (現計予算額)	(現計予算額) (決 算 額)	対 象 経 費	補 助 金 額	摘 要
計					

第3号様式（第6関係）

誓約書兼同意書

令和 年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者
住 所
氏 名（署名）

私は、焼津駅前拠点エリア活性化事業費補助金の交付申請に当たり、焼津駅前拠点エリア活性化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解し、下記(1)、(2)又は(3)に該当することを確認した上で申請を行います。

併せて、私の市税の納付状況を確認することについて、同意します。

記

- (1) 店舗新築事業（新築する店舗において補助対象者が小売店、飲食店等を行うものに限る。）を行い、次のいずれにも該当する者
- ア 新築する店舗の所有者となる者であること。
 - イ 令和8年度内に新築する店舗において営業を開始しようとする者であること。
 - ウ 新築する店舗における営業の開始から10年以上営業を継続しようとする者であること。
 - エ 新築する店舗において、小売業、飲食業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を除く。）を次の営業時間により営業する者であること。
 - (ア) 1日につき6時間（午前9時から午後6時までの間の最低3時間を含む。）以上営業すること。
 - (イ) 週5日以上営業すること。
 - オ 営業に当たり法令で定める必要な許認可を得ていること。
 - カ 交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。
- (2) 店舗新築事業（補助対象者が新築する店舗において補助対象者以外の者に小売店、飲食店等を営ませるものに限る。）を行い、次のいずれにも該当する者

- ア 新築する店舗の所有者となる者であること。
- イ 新築する店舗における営業の開始から10年以上補助対象者以外の者による営業を継続しようとする者であること。
- ウ 交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。
- オ 新築する店舗において営業を営む者に対し、次に掲げる条件を誓約させることができる者であること。
 - (ア) 新築した店舗における営業の開始から2年以上事業を継続すること。
 - (イ) 新築した店舗において次の営業時間により営業するものであること。
 - a 1日につき6時間（午前9時から午後6時までの間の最低3時間を含む。）以上営業すること。
 - b 週5日以上営業すること。
 - (ウ) 営業に当たり法令で定める必要な許認可を得ていること。
 - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

(3) 空き店舗分離事業を行い、次のいずれにも該当する者

- ア 空き店舗の所有者であること。
- イ 令和8年度内に空き店舗分離事業の完了を見込める者であること。
- ウ 空き店舗分離事業完了後、1年以内に入居者の決定及び入居者による営業開始を見込める者であること。
- エ 入居者と同一世帯に属する者又は生計を一にする者でないこと（入居者が法人の場合にあっては、当該法人の役員でないこと又は当該法人の役員と同一世帯に属する者若しくは生計を一にする者でないこと）。
- オ 空き店舗分離事業完了後、10年以上当該物件の貸し出し事業を継続しようとする者であること。
- カ 空き店舗分離事業完了後の10年間は、入居者が撤退するなどし、補助対象物件が空き店舗となった場合に、当該物件を市が公開することに同意する者であること。
- キ 交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

第4号様式（第9関係）

変更承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者

住 所

氏 名

（団体にあっては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名）

令和8年度焼津駅前拠点エリア活性化事業費補助金交付要綱第9の規定により、下記のとおり補助対象事業の変更・廃止の承認を受けたいので申請します。

記

1 交付決定

年 月 日付け焼 一 号

2 変更内容

3 変更・廃止の理由

4 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果

5 廃止後の措置

（添付書類）

- （1）変更事業計画書（第1号様式別紙）
- （2）変更収支予算書（第2号様式）
- （3）変更後の見積書
- （4）変更後の改修する箇所の見取り図
- （5）その他市長が必要と認めるもの

第5号様式 (第10関係)

実績報告書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

申請者

住所

氏 名

(団体にあつては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名)

年 月 日付け焼 一 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

補 助 事 業 の 名 称	令和8年度焼津駅前拠点エリア活性化事業
事 業 の 種 類	店舗新築事業 ・ 空き店舗分離事業
対 象 経 費 の 総 額	金 円
交 付 決 定 額	金 円
事 業 の 実 績	別紙のとおり
事 業 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

氏名欄は、個人にあっては氏名を、団体にあっては団体名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。

(添付資料)

- (1) 事業実績書（第1号様式別紙）
- (2) 収支決算書（第2号様式）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 工事費用を支払った領収書の写し
- (5) 工事費用明細書（見積書、領収書等に記載されている場合を除く。）
- (6) 施行後の状況が分かる写真
- (7) その他市長が必要と認めるもの

請求書

金額				百万				千				円
----	--	--	--	----	--	--	--	---	--	--	--	---

今 回 請 求 額 金 円

年 月 日

(団体にあつては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名)

口座 振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)	口座番号	

第7号様式 (第13関係)

概算払請求書

金額				百万				千			円
----	--	--	--	----	--	--	--	---	--	--	---

内 訳 交 付 決 定 額 金 円

概算払を受けた額 金 円

今回概算払請求額 金 円

年 月 日付け焼 ー 号により交付決定を受けた令和8年度
焼津駅前拠点エリア活性化事業費補助金について概算払の請求をします。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所

氏 名

印

(団体にあつては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名)

口座 振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	店	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

(添付書類) 資金状況調べ (第8号様式)

第8号様式（第13関係）

資 金 状 況 調 べ

単位：円

月別 区分		月	月	月	計
収 入					
	小 計				
	通 計				
支 出					
	小 計				
	通 計				
差引残高（通計）					

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。